

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年七月二十九日奈良県指令高土第二八―八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十二月十九日高土第八八七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十二月十九日高土第三六四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字平尾一四番一、一四番三、一四番四、一四番五、一四番八、一

五番一、一六番一及び一六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目九番地の一〇

三洋建設株式会社 代表取締役 牧浦徹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字平尾一四番一の一部、一四番三の一部、一四番四の一部、

一四番五及び一四番八

下水道 北葛城郡広陵町大字平尾一四番一、一四番四及び一四番八の各一部

水路 北葛城郡広陵町大字平尾一六番三